

愛知総合工科高等学校 いじめ対策基本方針

I いじめ防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

本校は、スクールポリシーにあるように、「将来日本を支えるテクノロジストの育成」を目指しており、グローバルに活躍できるコミュニケーション力を身に付け、リーダーシップが発揮でき、また、人間性を高め、よりよい社会の構築に寄与することができる人など、本校の教育活動全体を通して、「知・技・心」を育成し、生徒の「夢志（ゆめ）の実現」を叶える高等学校である。

そのような中で、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認識した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう学校全体で組織的に指導に当たる。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

II いじめ防止の対策について

(1) 組織について

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことなく、組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

ア 「いじめ・不登校対策委員会」

《役割》

- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
- ・「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・校内研修の企画と実施
- ・いじめ防止のための年間計画の作成と実施や基本方針の検証と見直し

《メンバー》

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、学年主任、学科主任、学級担任、教育相談係、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

イ 「対応支援チーム」

《役割》

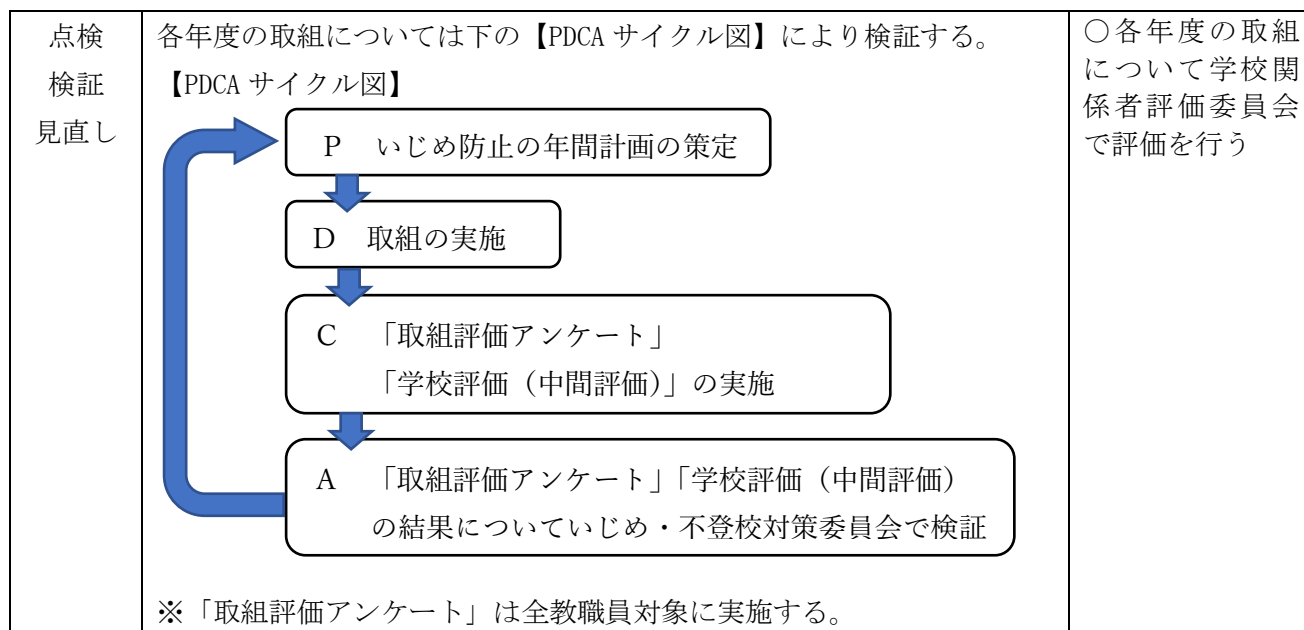
- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・いじめ事案発生時の初期対応

《メンバー》

教頭、生徒指導主事、学年主任、学科主任、学級担任、教育相談係、養護教諭

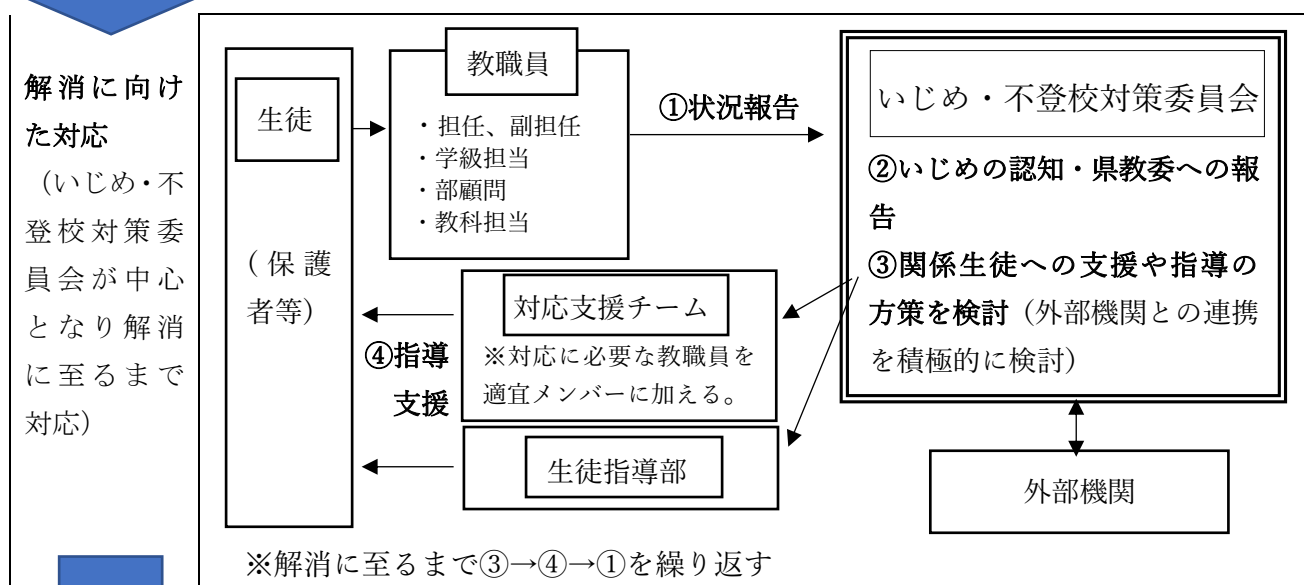
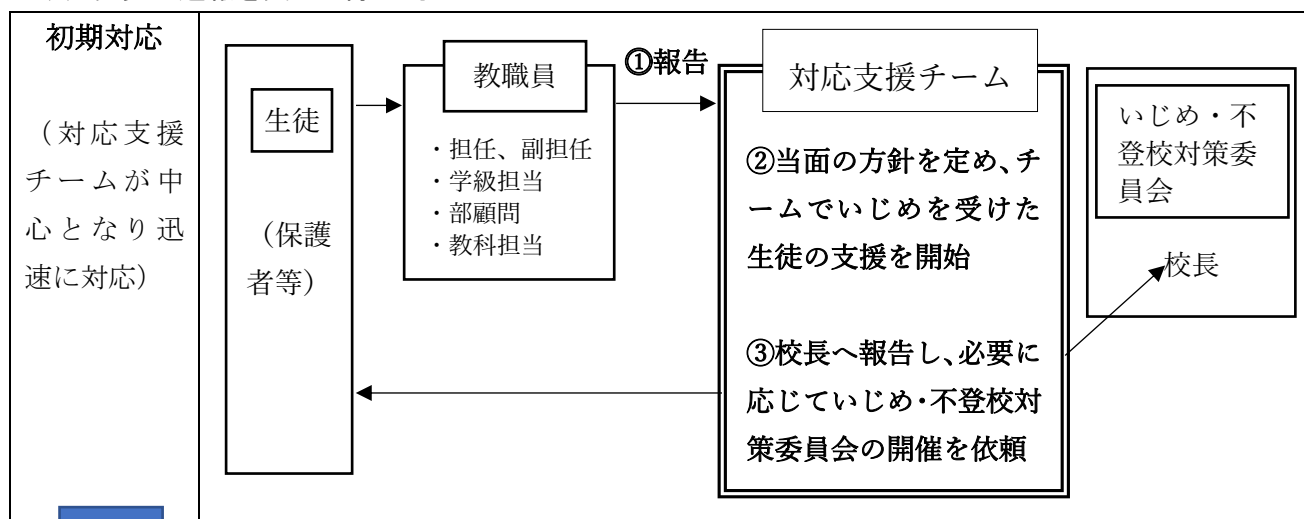
(2) 具体的な取組について

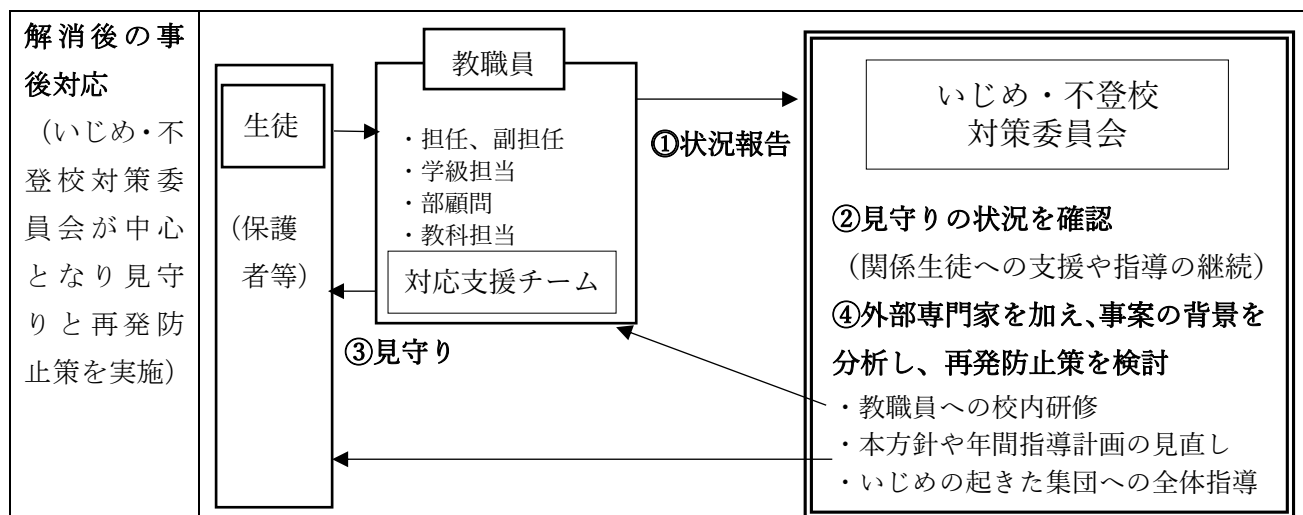
	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	○教職員に対して校内研修を実施する。	○本方針の公開
	イ 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	○道徳教育や人権教育の充実を図る。 ○体験活動（インターンシップ）や校外学習を推進し、社会性を養う。 ○学校行事を通して、生徒のコミュニケーション能力やストレスコントロール力を養う。	○地域と連携した体験活動（インターンシップ）や校外学習の実施 ○学校評議員及びあいちT&Eサポーターへの学校行事公開
	ウ いじめを生まないための指導をする。	○一人一人の生徒を大切にした発達支持的な授業づくりに努める。 ○各クラスに、担任、副担任、学級担当の複数人の配置を行い、多くの教員の目でいじめを防止する。 ○生徒主体の委員会（生徒会、生活委員会等）で、生徒指導上の課題（いじめを含む）について考える取組を積極的に実施する。	○保護者・地域の中学校教員へ授業を公開
	エ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○部活動等において、他者の役に立っていると実感できる機会（清掃活動）を提供する。 ○体験活動（インターンシップ）を通じて、社会に貢献していこうとする思いが得られる機会を提供する。	○地域の清掃活動の実施 ○地域と連携した体験活動（インターンシップ）等の実施
早期発見	ア いじめの兆候を見逃さず、いじめを認知する。	○昼放課での定期的な巡回など、全教職員が生徒に寄り添い、いじめの兆候を見逃さないように努める。 ○ネットパトロール（愛知県教育委員会）を活用し、いじめの認知に努める。	○PTA との連携
	イ いじめに関するアンケートの実施。	○毎学期、いじめに関するアンケートを実施する。 ○アンケートの質問項目や実施方法についてはその都度検討し、いじめの通報や生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取組の一助となるものとする。	○アンケート実施結果の保護者との共有
	ウ 教育相談の充実を図る。	○年2回以上、個人面談を実施する。 ○長期休業前及び休業明けに、学校外の相談窓口を周知する。	○必要に応じ保護者面談の実施



Ⅲ いじめへの対処（事案発生時の対応）

（1）発見・通報を受けた際の対応





(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒、保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒の関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実関係のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、保護者とも適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援を行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については、警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実関係の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、個人情報などに十分配慮する。